



社会福祉法人 ももの会

since 2016

丘の上保育園

〒245-0061 横浜市戸塚区汲沢1-27-6

TEL045 (865) 2415

FAX045 (865) 2417

Homepage <http://www.momo.ed.jp>

mail okanoue@momo.ed.jp



はじめに

社会福祉法人ももの会が設置する丘の上保育園（以下「当園」という。）は、児童福祉法 子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し、保育所保育指針に沿って乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

また、入所する子どもの最善の利益を考慮し福祉の増進に努めるとともに、入所する子どもの保護者に対する支援、地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担います。

1 保育理念

- （１）子どもの育とうとする力を信じ、環境を通じて保育を行います。
- （２）「あそぶ」ことを保育の中心に置きます。
- （３）意志をもった一人の人格として子どもを尊重します。

2 保育目標

こころもからだもけんこうな子

3 保育内容

- （１）自然環境に恵まれた広い園庭で自然物にかかわったり、身体をのびのびと動かしたりして遊びます。
- （２）子どもが「やりたい」「知りたい」という意欲を引き出せるような環境を整えていきます。そして、子ども自身が自らその環境にかかわりながらいろいろな遊びを楽しみ、達成感や充実感を味わえるような保育を進めていきます。
- （３）一人一人に丁寧にかかわり、発達に即した援助をする中で、その子の持つ可能性を大切に育てていきます。
- （４）食育活動を通して生きる力を育てていきます。
- （５）異年齢児とのかかわりの中で、やさしさや思いやりの気持ちを育みます。
- （６）地域の人や近隣の保育園、小学校など、様々な人との交流を通して、社会性を養っていきます。
- （７）保護者との連携を大切にして、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを共感し合いながら子育て支援をしています。

4 事業者の所在

名 称	社会福祉法人 ももの会
理 事 長	岸本 孝男
所 在 地	〒244-0003 横浜市 戸塚区 戸塚町 2810-12 2F
電 話 番 号	045-392-5933
ホームページ	http://www.momo.ed.jp/

5 社会福祉法人ももの会の沿革

2001 年 11 月 社会福祉法人ももの会 法人設立認可
 2002 年 4 月 芙蓉保育園 開園
 2006 年 4 月 もも保育園 開園
 2008 年 4 月 横浜市立保育園 民間移管
 南戸塚保育園 開園
 2013 年 4 月 戸塚芙蓉保育所 開園
 2015 年 4 月 東戸塚赤ちゃん保育園 開園
 2016 年 4 月 丘の上保育園 開園
 2022 年 4 月 戸塚芙蓉保育所から、ののはな保育園に名称変更

6 保育園の概要

名 称	社会福祉法人 ももの会 丘の上保育園
施 設 長	山崎 穂奈美
所 在 地	横浜市戸塚区汲沢 1-27-6
電話番号 (FAX)	045-865-2415 (045-865-2417)
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.momo.ed.jp/
開 園 年 月 日	2016 年 4 月 1 日
定 員	乳児 20 名 幼児 30 名 合計 50 名

7 施設整備の概要

敷地面積	2326.99 m ²	園舎構造	木造 1 階建	延床面積	447.81 m ²
施設設備の数と面積					
乳児室 (0・1・2 歳児)	2 室	76.67 m ²	調理室	1 室	23.86 m ²
幼児室 (3・4・5 歳児)	2 室	88.98 m ²	乳幼児室用 多目的トイレ	6 カ所	40.61 m ²
事務室・保健室	1 室	48.42 m ²			
屋外遊戯場	307.24 m ²				

8 クラス定員

年 齢	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
クラス	こあら組	きりん組	ちいぞう組	ちゅうぞう組	おおぞう組
定 員	10 名	10 名	10 名	10 名	10 名

9 開園日・休園日

原則として、月曜日から土曜日まで開園します。次の日は休園日とします。

(1) 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

12 月 29 日から 31 日および翌年 1 月 1 日から 1 月 3 日

(2) 自然災害等により、建物の使用が不可能な場合、職員の確保が不可能な場合

10 保育時間

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前7時00分から午後8時00分
土曜日	午前7時30分から午後6時30分

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11 時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11 時間）	午前7時30分から午後6時30分
土曜日の保育時間（11 時間）	午前7時30分から午後6時30分
延長保育時間	朝：午前7時00分から午前7時29分 夕：午後6時31分から午後8時00分

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8 時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分
土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分
延長保育時間（平日）	朝：午前7時00分から午前8時29分 夕：午後4時31分から午後8時00分
（土）	朝：午前7時30分から午前8時29分 夕：午後4時31分から午後6時30分

※台風、大雨などの災害発生の恐れがある時は、保育時間であってもお迎えに来ていただくことがあります。

土曜日共同保育について

当園はののほな保育園と一緒に、ののほな保育園で土曜日共同保育を実施します。
ののほな保育園の保育士に加え、当園の保育士も ののほな保育園に派遣し保育を行います。

・ののほな保育園 戸塚区戸塚町 4396 TEL 045（861）4830

※土曜保育をご利用される方は、前月の15日までに「土曜日保育申込書・緊急連絡先」を当園に提出してください。

11 保育園の1日

時間	平日		土曜日
	乳児（1. 2歳児）	幼児（3. 4. 5歳児）	乳児・幼児
7:00	開園（短時間・標準時間 延長保育）	開園（短時間・標準時間 延長保育）	開園（短時間 延長保育） 保育 標準時間開始 順次登園 検温・健康観察 保育 短時間開始 自由遊び おやつ（乳児のみ） 活動（室内・戸外遊び）
7:30	保育 標準時間開始 順次登園 検温・健康観察	保育 標準時間開始 順次登園 検温・健康観察	
8:30	保育 短時間開始 自由遊び	保育 短時間開始 自由遊び	
9:15	おやつ		
9:30	活動（室内・戸外遊び、散 歩等）	活動（室内・戸外遊び、 散歩、表現活動等）	

	平日		土曜日
時間	乳児（１．２歳児）	幼児（３．４．５歳児）	乳児・幼児
１１：００	給食		給食
１１：３０	着替え	給食 ◎歯磨き（４・５歳児）	◎歯磨き 着替え
１２：００	午睡		午睡(乳児)
１２：１５			
１２：４５		着替え・午睡	着替え・午睡（幼児）
１３：００			
１４：３０	目覚め・健康観察・検温	目覚め・健康観察・検温	目覚め・健康観察・検温
１５：００	おやつ	おやつ	おやつ
１５：３０	自由遊び 健康観察	帰りの会 自由遊び 健康観察	自由遊び 健康観察
１６：００			
１６：３０	順次降園 保育短時間終了 （延長保育）	順次降園 保育短時間終了 （延長保育）	順次降園 保育短時間終了 （延長保育）
１８：３０	保育標準時間終了 （延長保育）	保育標準時間終了 （延長保育）	保育標準時間終了・閉園
２０：００	閉園	閉園	

※ ◎歯磨きの開始時期は、年齢によって異なります。

※ 補食、夕食をご希望の方は、ご相談ください。

※ 延長保育の利用時間は、認定区分に応じて異なります。

12 短縮保育（慣らし保育）について

入園当初は、それまでとは全く違った環境に入るため、心身ともに疲労します。

子どもの心身の安定を図り、子どもが新しい環境に無理なく慣れることができるよう、短縮保育を行っています。

具体的な短縮保育の日程については、それぞれの子どもの状況によって異なりますので、担任保育士とご相談ください。

13 年間行事

毎月	誕生日会、避難訓練、消火訓練（年に４回程度、防犯訓練）
その他の行事	入園を祝う会、進級を祝う会、引渡し訓練、季節の行事、日本の伝承行事、運動会、お楽しみ会(幼児) クリスマスお楽しみ会、お別れ会、遠足（幼児） 卒園遠足（５歳児）、卒園を祝う会 個人面談、保育参観・参加、クラス懇談会

14 食育

ももの会の保育園では、積極的に食育に取り組んでいます。

食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものです。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てます。

(1) 食育目標

- 健康や安全など食生活に必要な基本的習慣や態度を身につけます。
- 食に興味をもち、いろいろな人と関わりながら、食べることを楽しみます。
- 食環境に関わる様々な経験を通じて、食を営む力を養い、食に関わる全てに感謝の気持ちを持ちます。

(2) 具体的な取り組み

- 園児がしっかりごはんを食べるためには、生活習慣を整えることが大切です。
午前中、しっかり体を使って遊び、給食の時間にお腹がすくリズムが生まれます。
- 園児が食べたいもの、好きなものが増えるように、1歳児から季節の野菜を見たり、触れたりします。また、季節感を感じられるメニューを作成したり、お誕生日会や様々な行事食を通じて、食への興味が増していくような食事を提供しています。
- いろいろな人とみんなで食べることで、人と一緒に食事をする楽しさを感じることができます。ひとりではなくみんなで食べることで、おいしいものがもっとおいしくなります。また、食習慣や食事のマナーが身に付けられます。
- 野菜や稲などを育て、収穫をすることや米を研ぐ、みそ汁を作るなど調理体験が食事への興味を高め、食への感謝を育むようになります。保育園では積極的に、園児が作物の栽培、食事づくり、その準備にかかわるようにしています。
- 栄養士等の職員が積極的に園児に食べ物と身体へのつながりや調理について話す機会をもったり、園児が食べ物に興味・関心をもつように努めています。
これらの取り組みを保護者との連携を大切にしながら進めていきます。

15 給食

丘の上保育園では、安全で新鮮な食材を使用し、おいしく、バランスの取れた自園調理の給食を提供しています。

成長期の子どもが健康に育ち、健康を促進する食事をめざし、保育園の栄養士が献立をたて、園内で栄養士等が、心のこもった手作りの給食をつくっています。

おやつも成長期の子どもたちにとっては、大切な食事の一つと考え、旬の野菜を取り入れるなどして、栄養価の高い、手作りのおやつを提供しています。

おやつは、1・2歳児は午前と午後の2回、3・4・5歳児は午後1回です。

子どもたちが健やかに成長していけるように、献立作り・給食作りに励んでいます。

	提供内容				保育園での摂取割合 (1日の摂取カロリー)
	おやつ	給食		おやつ	
		主食	副食		
1歳児	○	○	○	○	(950kcal) 50%
2歳児	○	○	○	○	
3歳児		○	○	○	(1300kcal) 43%
4歳児		○	○	○	
5歳児		○	○	○	

(1) アレルギー対応について

食物アレルギーがある場合には、アレルゲンとなる食材を使用しない代替食の提供を行います。

○代替食の提供は、医療機関でアレルギー検査を受け、その後、検査結果・医師の「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を基にアレルギー調査書に必要事項を記入し、保護者と園長、担任、栄養士の四者でアレルギー面談を行い、対応や進め方を確認してから行います。

○アレルギー対応食の献立内容を確認するために、毎月1回、面談を行います。1か月分の献立の除去内容を保護者と園長、担任、栄養士で確認し、作成した個別の献立表に沿って代替食の提供を行います。

16 連絡帳アプリ（ルクミー）について

保護者の皆様と電話や対面の他に連絡帳アプリ(以下、ルクミー)を使って連絡を取り合っています。登録の仕方や各機能については、別途ご説明します。

17 登園（月～金 午前9時までに登園してください。）

- (1) 保護者または保育園に届け出ている方が付き添って保育園までお連れください。
- (2) 登園した時は、必ず職員に園児の引渡しを行ってください。その際、健康状態、薬服用の有無、その他変わったことがある場合には詳しく伝えてください。
- (3) 保護者の方が勤務先と違う場所に行くときは、連絡先を必ずお知らせください。遅れる場合、休む場合は、ルクミーで午前8時45分までに保育園に連絡してください。クラス名・名前・欠席理由、通院の有無を伝えてください。
- (4) 事故防止のため、子どもが一人で出入りしないよう、門や扉の開閉は必ず保護者が行い、安全に十分注意してください。
- (5) 玄関に検温機能付顔認証リーダーが設置しますので、園児の顔を読み取りした時間が登園時間となります。
- (6) 認定区分に応じて承認された利用時間以前の保育は、延長保育料が発生します。

18 降園（お迎えの時間を守りましょう）

- （１）保護者または保育園にあらかじめ届け出ている方がお迎えください。
- （２）それ以外の方がお迎えに来る場合は、「代理の方の名前」と「お迎えに来る時間」を事前にルクミー及び口頭ご連絡ください。ご連絡がない場合は、事件・事故防止のため、保護者と確認が取れるまでは代理の方へのお引渡しはできません。
（写真で確認させていただく場合があります）
また、ルクミーに入力したお迎えの人が変更になる場合は、お手数でも電話でご連絡してください。
- （３）玄関の顔認証システムのリーダーが保護者の顔を読み取りした時間が降園時間となります。
- （４）認定区分に応じて承認された利用時間内の保育時間申請書の時間までにお迎えに来てください。認定区分に応じて承認された利用時間を過ぎた場合には、延長保育料が発生します。
お迎えの時間がやむを得ず遅れる場合は、事前にご連絡ください。
- （５）降園は、職員から健康状態等の連絡を受けてから、子どもの引き取りを行ってください。
- （６）引渡し後にケガが多く発生する傾向がありますので、お迎え後は、帰りの支度を済ませ、速やかに帰りましょう。
- （７）事故防止のため、門や扉の開閉は必ず保護者が行い、子どもが一人で道路に飛び出さないよう、安全に十分注意してください。

※車を利用時の送迎について

保育園の送迎に際して、路上駐車は近隣の方のご迷惑になります。

車で送迎をする方は、車を利用することを登録し、園から配布された駐車カードが見えるようにフロントに置き、決められた場所に駐車するようお願いします。

19 保育園と保護者との連携について

保護者の皆さまと常に連絡を十分にとり、コミュニケーションを図りながら保育をすすめていきます。

ご心配なこと、わからないことはいつでも園長又は職員にお尋ねください。

また、行事の参観や懇談会・保育参加・個人面談等を通して、子どもの成長、発達とともに喜び合いましょう。

- （１）保育園からの連絡は、ルクミーや印刷物、及び掲示物等でお知らせします。
- （２）連絡帳(ルクミー)は、保育園と家庭での子どもの発達や様子を記録、連絡するものです。ご家庭と保育園とが子育てについての情報交換、心の交流にとっても大切なものとしてとらえています。
乳児クラスは、指定された項目（ご家庭での子どもの様子、健康状態、食事の状態等）を入力してください。園も園での子どもの様子やご家庭にお伝えしたいことなどを記入します。
幼児クラスも、指定された項目を入力してください。園も活動の様子をお伝えします。口頭で健康状態や送迎人の変更などをお知らせください。

- (3) 同世代の子どもと過ごす集団生活の中で、保育園としては十分注意をしていますが、「かみつки」や「けんか」等のトラブルが起きることがあります。そういう時には状況に応じて、双方の保護者にきちんとお伝えします。
- (4) 緊急時に備え、いつでも連絡が取れるよう、住所、勤務先、電話番号等に変更がある場合は必ずご連絡ください。

20 障害児保育について

人は一人ひとり、みな違います。違うからこそ人と人との触れ合い影響しあい成長しあい、共に生きるおもしろさ楽しさがあると思います。障害の有無ではなく、一人ひとりに着目した保育を行うことは保育の原則です。

その上で、障害にも配慮しながら、子どもが無理なく園生活を送れるよう、ご家庭と協力し、専門機関からの指導や助言などを受けながら保育にあたります。

21 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

健康診断 嘱託医	年2回 横浜市戸塚区戸塚町2810-8 土屋クリニックビル1F しばた医院 院長 柴田 利満 TEL 865-6666
歯科健診 嘱託医	年2回 横浜市戸塚区汲沢町1051-33 ぐみの森歯科医院 院長 塩本 仁美 TEL 861-8282
視聴覚健診	年1回 3歳児（小児療育相談センター）
身体測定	1. 2歳児 毎月 3. 4. 5歳児 奇数月
尿検査	年1回 3・4・5歳児

(2) 健康管理

○毎朝登園前に、健康観察をしましょう。

いつもと違う様子の場合は必ず職員にその状態をお知らせください。（寝不足、便秘、下痢、疲労、平熱よりも少し高い、前日に予防接種を受けたなど）

○特に注意しておかなければならない体質（たとえば、ひきつけ、喘息、アレルギー、肘内障等）は前もってお知らせください。

○保育時間中に具合が悪くなった場合や、事故の場合は応急処置をして連絡しますので、仕事の関係などで、職場を離れる場合は登園時に必ず連絡先をお知らせください。

○医師からの指示で保育園での与薬が必要な場合は、別途、医師の「主治医意見書」が必要になります。

(3) 予防接種

○集団生活を始めるに当たり、予防接種について主治医に相談しましょう。

○前日に予防接種を受けたときは担任にお知らせください。なお、予防接種後の当日のご家庭で過ごすようにお願いします。

(4) 病気の時の対応

○病気の場合は主治医に相談しましょう。特に、感染症にかかった場合には医師の指示に従ってください。

○保育園では園児が感染症にかかった場合は、学校保健法施行規則に準じて保育園の登園停止期間を定めています。なお、その感染症が治癒し、軽快して登園する時には医師の「意見書」と「登園届」が必要です。

○病後回復期に家庭で薬を飲んでから登園した場合は、必ず職員にお知らせください。

(5) 裸足保育について

ももの会では、“室内では裸足で過ごす”保育を行っています。

直立二足歩行をする人間は足（足の指）で地面をつかんで歩行します。歩き始めた乳児はもちろん、幼児にとっても足で地面をつかんで歩くことは、土踏まずの形成を促し、正しい歩行を獲得するために大切です。

裸足はすべりにくいため、転倒防止にも効果があります。また、「靴下をはく」ということは「手袋をした状態で物を触っている」ことと同じで、足の感覚が鈍くなることも考えられます。

裸足で過ごすことに慣れてくると、寒い時期でも足先の毛細血管が早く拡張し、足が冷たくなることがなくなります。しかし、これも個人差がありますので、足が冷たいままであったり、しもやけなどになったりする場合には靴下をはきますので、そういう時には担任にご相談ください。

22 感染症対策について

- ・感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。園に入る時は手洗い・手指の消毒にご協力ください。
- ・感染症の疑いがある場合、園内での流行を防止するため、登園前の医師の診断が必要となります。
- ・感染症に罹患した場合には適切に対応してください。

【参考1】医師の意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から 痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺 腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、 咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。

【参考2】医師の診断を受け、保護者の登園届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること（乳幼児にあっては、3日経過していること）
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳 ^{せき} が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱 ^{すいほう} ・潰瘍 ^{かいよう} が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱 ^{すいほう} ・潰瘍 ^{かいよう} の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐 ^{おうと} 、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱 ^{すいほう} ・潰瘍 ^{かいよう} の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹 ^{ほう} しん	水疱 ^{ほう} を形成している間	すべての発しんが痂皮 ^{かひ} （かさぶた）化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。

【頭ジラミについて】

季節に関係なく、清潔にしている場合でも発生することがあります。かゆみを伴いますので、頭を度々かいていたら気をつけて見てください。帽子や衣類を介して感染します。保育園で頭ジラミを見つけたら、集団発生を防ぐためお知らせしますので、駆除にご協力ください。駆除の方法等についてはプリント等でお知らせします。

23 緊急時における対応

保育中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。

また、嘱託医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

さらに、不審者侵入等の事故防止と対応のために、日頃から防犯訓練の実施や定期的な園舎の見回りをはじめ、それぞれ区の警察署とも連携して情報交換やパトロールをお願いしています。

<近隣の緊急連絡先>

警察署	戸塚警察署	TEL 862-0110
消防署	戸塚消防署	TEL 881-0119

24 メール配信システム

大きな災害の発生時の状況や園児の安全に関わる情報等は、メール配信システムを通じて配信しますので、登録をお願いします。

25 非常災害時等の対応

非常災害時に関する具体的な計画を立てています。

非常災害時の関係機関への通知及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	園長
消防計画届出年月日	戸塚消防署 平成28年5月24日
避難訓練	避難訓練、消火訓練 年12回 内容：火災、地震、風水害、防犯
防災設備	消火器、自動火災報知機、消防機関に通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、防排煙設備

(1) 大規模地震・風水害等発生の際の警戒宣言が発令された場合

保育園は次の通り対応いたしますので内容をご理解いただいた上、皆様のご協力をお願いいたします。

○発令と同時に保育園は「休園」となることがあります。

○保育時間中に発令された場合、園児は保護者の方に引渡すことになります。

○保護者の方がお迎えに来るまで、園児は保育園または予め決められた避難場所で責任をもってお預かりします。

○保育時間外に発令された場合は、警戒宣言が解除されるまで保育園は休園となる場合があります。

(2) 保育時間中に大きな災害が発生した場合

原則的には保育園で待機しますが、災害の状況により避難場所へ移動することもあります。保育園にいない場合は、下記の避難場所にお迎えに来てください。

大混乱が予想されますが、“子どものお迎え”を第一に考えての行動をお願いします。園児の引渡しは保護者または「園児引渡し表」に記載されている方に引渡しをします。

◎保育園の状況をメール配信や災害用伝言ダイヤル（171）等、配信可能な方法で知らせる努力をします。

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

避難場所	丘の上保育園
地域防災拠点	東汲沢小学校
広域避難場所	金井公園または深谷通信所跡地

26 虐待防止のための措置

(1) 子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- 職員による子どもに対する虐待等の行為の禁止
- 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

(2) 虐待等の行為とは次の行為をいいます。

- 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 児童にわいせつな行為をすること又は児童にわいせつな行為をさせること。
- 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、その他の施設職員としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(3) 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、区役所こども家庭支援課・児童相談所等適切な機関に通告します。

27 安全対策と事故防止

- (1) 当園は、安全かつ適切に、質の高い保育・教育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備しています。
- (2) 事故発生防止のための研修を実施します。
- (3) 当園は横浜市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り丘の上保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき適切な対応に努めます。
- (4) 当園は、事故の状況及び事故の処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じます。
- (5) 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、戸塚区役所こども家庭支援課にも報告します。

28 業務の質の評価について

保育所の自己評価	保育士等の自己評価、保護者アンケート、前年度の保育等の振り返りに基づき、保育園の自己評価を実施し公表
外部評価	5年に1回（2023年度実施） よこはま地域福祉研究センターを受審 ホームページで公表

29 苦情解決第三者委員

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	園長・主任・各クラス担任
相談・苦情解決責任者	園長
第三者委員名	民生・児童委員 多田 美智子 平台町内会顧問 りゅう 笠 かすお 和郎
連絡先	園の掲示をご覧ください。

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けます。

*玄関にご設置している意見箱でも要望・相談・苦情を受け付けます。

30 連携施設

連携施設の種類	小規模保育事業 A
名称	東戸塚赤ちゃん保育園
所在地	横浜市戸塚区品濃町 538-7
連携協力の概要	保育内容の支援 卒園後の園児の進級受け入れ 代替保育の提供

31 賠償保険

加入保険	災害共済給付制度 (独立行政法人日本スポーツ振興センター)
死亡	最大 3,000 万円
障害	最大 4,000 万円
負傷・疾病	健康保険の自己負担分を補償

- (1) 保育園では児童の安全に心掛けておりますが、万一の事故に備えて全員加入していただきます。
- (2) 保育中または通常の経路での通園中に、けがまたは事故にあった場合、所定の率で医療費等が支給されます。

32 個人情報の取り扱いについて

保育園に提出いただく個人情報を記載する書類等については、利用目的を明らかにし、適正に保管・管理をします。

33 その他

- (1) 住所、勤務先、及び連絡先等が変わった場合は、速やかに区役所こども家庭支援課、および保育園に連絡してください。
- (2) 園長の許可なく園内での署名活動、アンケートの実施や宗教および物品販売等の勧誘はしないようお願いします。
- (3) 保育園では地域の子育て支援を行っています。地域の子育て中の親子が園児と交流したり、育児講座を開催したりします。

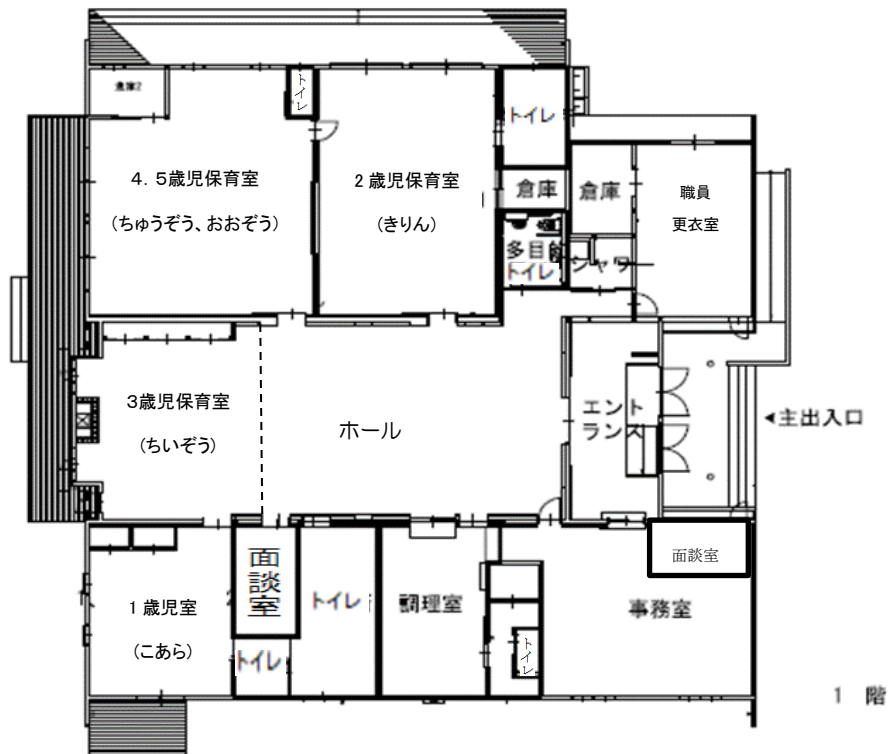
34 利用料その他の費用等

支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を、その居住する市町村へお支払いください。

上記に定めるもののほか、別表の費用については、保護者に実費の負担をお願いしています。

お支払方法はお使いの金融機関口座からの自動引き落としとさせていただきます

参考 1 平面図



別表

1 保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目		金額
給食費	主食費（幼児のみ）	1,200 円/月
	副食費（幼児のみ）	4,500 円/月
園外活動費		実費 (2024 年度 1,800 円 貸切観光バス代・施設入館料等)
日本スポーツ振興センター共済掛金		210 円/年
紙おむつ代（サブスクリプション）		1,508 円/月
エプロン・手口ふき代（サブスクリプション）		377 円/月

※紙おむつ、エプロン・手口ふきの申し込みは任意です。

※サブスク費用は横浜市の「にもつ軽がる保育園事業」の補助金により負担額が減額されています。
補助金に変更になった場合、負担額が変更となりますのでご了承ください。

2 延長保育に係る利用者負担

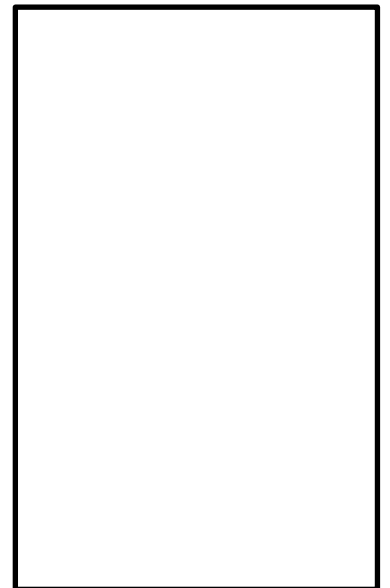
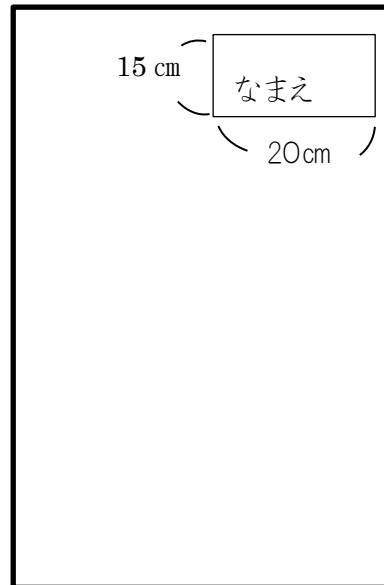
項目	金額
延長保育利用料（開所時間内）	30 分毎に 1,700 円/月（11 日以上利用の場合） 850 円/月（10 日以内利用の場合）
契約外延長保育料（閉所時間後）	1,000 円/1 回
夕食代	7,700 円/月（11 日以上利用の場合） 3,850 円/月（10 日以内利用の場合）
補食代	720 円/月（11 日以上利用の場合） 360 円/月（10 日以内利用の場合）

布団カバー・毛布カバーサイズ

毛布カバー おもて

毛布カバー うら

毛布カバー
90cm × 115cm



敷き布団カバー おもて

敷き布団カバー うら

敷き布団カバー
75cm × 125cm

※厚手の木綿生地で
白の無地が好ましい

※名前は当て布で記名

おもて: 15 cm × 20 cm 右側に

うら: 15 cm × 40 cm 中央に

